

2022年6月6日

株主各位

第6期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

SBIインシュアランスグループ株式会社

## 目 次

事業報告の「新株予約権等に関する事項」	1ページ
事業報告の「会計監査人に関する事項」	1ページ
事業報告の「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」	2ページ
事業報告の「業務の適正を確保するための体制」	2ページ
事業報告の「特定完全子会社に関する事項」	6ページ
事業報告の「親会社等との間の取引に関する事項」	7ページ
事業報告の「会計参与に関する事項」	7ページ
事業報告の「その他」	7ページ
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	8ページ
連結計算書類の「連結注記表」	9ページ
計算書類の「株主資本等変動計算書」	24ページ
計算書類の「個別注記表」	25ページ

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sbiig.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供させていただきます。

## 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等（保険持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等）

該当事項はありません。

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 淡島 國和 指定有限責任社員 鈴木 順二 指定有限責任社員 三井 健一郎	38	1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。 2. 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容については、該当事項はありません。

(注) 1. 当該事業年度に係る報酬等の額は、会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査を区分していないため、その合計額を記載しております。

2. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は122百万円であります。

- (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の独立性及び専門性並びに職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

- ロ 保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、保険持株会社の重要な子法人等の計算書類等の監査をしているときは、その事実  
該当事項はありません。

## 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

### (業務の適正を確保するための体制整備について決議した内容の概要)

当社は、業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針を取締役会で定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。内部統制システムに関する基本方針の内容は次のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、当社の業務執行を適正かつ健全に行い、企業統治を一層強化する観点から、法令遵守と実効性ある内部統制システムの構築を経営の最重要課題として位置づけ、その体制確立に努める。
- ② 監査役会は、監査役会規程を制定するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、課題の早期発見と是正に努める。
- ③ 取締役会は、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス規程を制定し、役職員は法令・定款及び経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンス責任者は当社のコンプライアンスの取組状況についてモニタリングを実施する。
- ④ 取締役会は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス責任者は、その進捗状況や達成状況を点検・管理し、定期的にと取締役会に報告を行う。
- ⑤ 取締役会は、内部監査に係る基本方針を定め、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備し、定期的な内部監査の実施により、役職員の職務執行の適法性を確保する。
- ⑥ 取締役会が制定した内部監査規程に基づき、内部監査人は事業年度ごとに監査計画を策定して内部管理態勢の監査を定期的に行い、取締役会に報告する。
- ⑦ 取締役会は、内部通報について通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体制を整備する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、取締役会の制定した文書管理規程に基づき適切に保管・管理する。また、各取締役及び各監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、リスク管理の基本方針を定め、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、全体のリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
- ② 取締役会は、リスク管理責任者・部署を設置し、リスク管理者は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。
- ③ 取締役会は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。
- ② 職務執行については、組織規程・職務分掌及び決裁権限規程にて職務分掌を明確にする。

(5) 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所属する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
- ② 法令等を遵守し、当社及び子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ③ 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
- ④ 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
- ⑤ 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口（ヘルプライン）に関するルールを周知徹底する。
- ⑥ 取締役会は、子会社と締結した経営管理契約に基づく経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査役の同意を事前に得た上で行う。

(7) 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

a 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項

b 経営に関する重要な事項

c 内部監査に関連する重要な事項

d 重大な法令・定款違反

e その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時的監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。
- ④ 当社は、内部通報制度を利用した通報者及び監査役への報告を行った役員・社員は、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

**(運用状況の概要)**

当社は業務の適正を確保するための体制整備に努めており、「内部統制システムに関する基本方針」に基づく内部統制システムの整備の現況につき確認し、年次で取締役会に報告しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、コンプライアンスに関する基本方針、規程及びマニュアルを定め、年次で具体的な活動計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、その推進を担当するコンプライアンス担当部署（法務・コンプライアンス部）を設置しております。当事業年度のコンプライアンス・プログラムの実施状況は取締役会へ四半期ごとに報告しております。また、コンプライアンス意識のさらなる醸成のため、当社の役

員、社員を対象としたコンプライアンス研修（eラーニングなど）を実施しております。

- ・取締役会は、内部監査に関する基本方針を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署（内部監査室）を設置しています。内部監査担当部署は、監査役や会計監査人と連携しながら、取締役会において承認された監査計画に基づいて、業務運営の適切性、リスク管理態勢の有効性などを検証し、取締役会へ報告しております。また、グループ各社における内部監査の実施状況については、各社から監査実施結果の受領や毎月開催しているグループ監査連絡会での意見交換等を通じたモニタリングを実施しております。
- ・取締役会は、外部通報窓口を含む内部通報制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会は、文書管理規程を定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に保管・管理しており、取締役及び監査役の要請があるときは、これを閲覧することができるようにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、リスク管理に関する基本方針を定め、当社グループの役員及び社員に周知しております。
- ・取締役会は、リスク管理担当部署（リスク管理部）を設置し、当社グループの規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクの適切な管理を図っております。リスク管理担当部署は、グループ各社にモニタリングした内容を取締役会へ報告したほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社グループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、業務分掌及び職務権限に関する規程を定め、取締役間の職務分担を明確にするとともに、意思決定のための情報システムを活用しております。

(5) 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・取締役会は、各種グループ方針を整備し、社内及び子会社に対しては連絡会等を通じて周知するとともに、各担当部署が中心となって子会社を指導又は子会社から報告を受け、必要に応じてその内容を取締役会に報告しています。
- ・取締役会は、関係会社管理に関する規程を定め、保険持株会社としてグループ各社の経営を管理し、グループ各社の重要な意思決定について当社の事前承認を求めることなどにより、グループの経営の適切性の確保を図っています。
- ・当社グループ各社は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びその子会社との取引を行う場合は、一般株主の利益保護の観点から、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しております。
- ・取締役会は、子会社の役職員も利用できる外部通報窓口を含む内部通報制度を整備しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置くこととしております。
- (7) 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は、取締役会のほか、経営会議や子会社との連絡会などへ参加などを通じて、必要な事項について報告を受けております。
  - ・ 当社は、監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるような環境を整備しております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査担当部署、会計監査人、代表取締役と定期的に情報・意見交換を行っております。
  - ・ グループ全体の監査態勢を強化するため、グループ各社の監査役と監査役連絡会を開催しております。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する方針に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を毎年度実施することとしております。当事業年度の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価については、当該方針に則って進めております。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 取締役会は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（法務・コンプライアンス部）を通じて、当社グループ各社における反社会的勢力への対応に係る態勢の整備状況を確認し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

## **特定完全子会社に関する事項**

### **(1) 特定完全子会社の名称及び住所**

S B I 生命保険株式会社  
東京都港区六本木一丁目6番1号

### **(2) 当社及び当社の完全子会社における当該特定完全子会社の株式の帳簿価額**

21,070百万円

### (3) 当社の総資産額

40,595百万円

## 親会社等との間の取引に関する事項

### (1) 親会社等との間の取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引については、市場価格等を勘案し、一般の取引条件と同様の適正な条件とすることとしております。

### (2) 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社と取引を行う場合には、取引部署において当該取引の適正性が確保されているかを、取引の必要性、取引条件の妥当性等の観点で事前に点検するとともに、専門部署（法務・コンプライアンス部）において点検内容の適正性を確認しております。さらに、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の重要な取引の取引条件を変更する場合には、取締役会で決議する態勢を整備しております。取締役会は、これらのチェック態勢が適切に運営されていることをもって、親会社との取引の適正性が確保されていると判断しております。

### (3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

## 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## その他

(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針)

当社は、グループ各社の利益成長、今後の経営環境の変化への対応及び財務体質強化のための内部留保との調和を図りつつ、株主に対して安定的な利益配当を継続していくことを基本方針としております。

しかしながら、現状において、当社は成長途上であるため、設立（2016年12月19日）から当事業年度末現在までの配当実績はなく、当面の間は期間利益を内部留保し、安定配当の実現に向けた経営基盤づくりに取り組んでまいります。また、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定める旨を定款に定めております。また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,375	32,061	2,666	△0	43,102
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			891		891
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	891	△0	891
当 期 末 残 高	8,375	32,061	3,558	△0	43,994

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	572	572	21	99	43,796
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益					891
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,615	△1,615	-	1	△1,614
当期変動額合計	△1,615	△1,615	-	1	△722
当 期 末 残 高	△1,043	△1,043	21	101	43,073

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社 8社

会社名

- S B I 損害保険株式会社
- S B I 生命保険株式会社
- S B I 少短保険ホールディングス株式会社
- S B I いきいき少額短期保険株式会社
- S B I 日本少額短期保険株式会社
- S B I リスタ少額短期保険株式会社
- S B I プリズム少額短期保険株式会社
- 常口セーフティ少額短期保険株式会社

##### (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. のれんの償却に関する事項

20年間の定額法により償却を行っております。

#### 5. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの（有価証券に準じる買入金銭債権を含む）

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

運用目的の金銭の信託

時価法を採用しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

建物は主に定額法、その他の有形固定資産は主に定率法を採用しております。

(5) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(6) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に見積もった回収不能額及び貸倒実績率に基づき算定した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) ヘッジ会計の方法

外貨建のその他有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

(11) 保険契約に係る会計処理の方法

① 保険料、保険金及び支払備金

保険業法及び保険業法施行規則等の規定に基づき会計処理を行っております。主な会計処理は次のとおりであります。

・ 保険料・保険金の表示

損害保険事業における正味収入保険料は、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除しております。また、正味支払保険金は、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除しております。一方、生命保険事業及び少額短期保険事業における保険料等収入は保険料と出再契約の回収再保険金等の再保険収入から成り、また保険金等支払金は保険金等のほか出再契約の再保険料を含めております。

・ 保険料に係る収益計上

初回の保険料に係る収益は、原則として収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。2回目以降の保険料に係る収益については、損害保険事業は保険料支払期日が到来しているものについて、契約に基づく金額により、生命保険事業は収納があったものについて、当該金額により計上しており、少額短期保険事業を構成する各社はいずれかの計上方法を継続して適用しております。

なお、保険料のうち、当期末において未経過となっている期間に対応する部分については、責任準備金に積み立てております。

・ 保険金等に係る費用計上

保険金等に係る費用は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

また、期末において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、保険金等を計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

・ 再保険に係る収益又は費用の計上

出再契約の回収再保険金は、再保険契約に基づき回収事由が発生したものについて、再保険者から回収可能と認められる金額を基礎となる元受保険契約の保険金等の支払時に計上しております。また、再保険料は、再保険契約に基づき支払事由が発生したものについて、当該契約に基づき算出した金額を主に基礎となる元受保険契約の保険料の収納時又は保険料支払期日に計上しております。

② 責任準備金

期末において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、又は異常災害による損害のてん補に充てるため、保険業法及び保険業法施行規則に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

なお、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。

③ 価格変動準備金

有価証券の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

## 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類は我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成しており、当社グループは、連結計算書類を作成するにあたり、会計方針に基づいていくつかの会計上の見積りを行っております。これらの見積りは、一定の条件や過去の実績等を勘案した合理的な仮定を前提としておりますが、見積り特有の不確実性から、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループは、これらの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、次ののれんの評価が連結計算書類に重要な影響を及ぼすと考えております。

のれんは、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. のれんの償却に関する事項」に記載のとおり、20年間の定額法による償却を行っておりますが、毎連結会計年度末にのれんの減損の兆候判定を行い、のれんに減損の兆候が認められる場合には、企業結合時に想定した将来の事業展開によって期待される超過収益力に対する減価の有無を確認する減損要否の判定を行います。減損要否の判定は、企業結合の対象となった事業の将来の市場環境と同市場におけるシェアなどの優位性、損害率の推移及び他の当社グループ会社とのシナジー等の合理的な仮定に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積りとのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較して行われ、当該割引前将来キャッシュ・フローの見積りが帳簿価額を下回る場合には、減損損失を計上いたします。

当連結会計年度の連結貸借対照表におけるのれん残高は3,186百万円であります。

なお、当社グループの保険販売は、インターネット通販などの通信販売の比重が高く、外出自粛要請などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止策から受ける影響は相対的には小さいとの判断のもと、会計上の見積りを行っております。

## 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項を記載しております。

## 連結貸借対照表の注記

1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の合計額は0百万円であります。この内訳は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が0百万円であり、その他はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は763百万円であります。
3. 保険業法第118条第1項に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は23,287百万円であります。なお、負債の金額も同額であります。
4. 生命保険子会社の契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

期首残高	2,005百万円
契約者配当金支払額	2,080百万円
契約者配当準備金繰入額	3,340百万円
期末残高	<u>3,265百万円</u>
5. 責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき積み立てた責任準備金1,373百万円が含まれております。
6. 再保険貸には、修正共同保険式再保険に係る再保険貸267百万円が含まれております。なお、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当連結会計年度末残高は267百万円であります。

## 連結損益計算書の注記

1. 生命保険事業のその他経常収益の内訳は次のとおりであります。

支払備金戻入額	560百万円
責任準備金戻入額	193百万円
その他の経常収益	55百万円
合計	810百万円

2. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る再保険収入が1,271百万円含まれております。その内訳は、契約者配当準備金調整額699百万円、再保険金387百万円及びその他184百万円であります。なお、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額は1,271百万円であります。

3. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険料が1,214百万円含まれております。なお、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額は1,196百万円であります。

## 連結株主資本等変動計算書の注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	24,820,530	—	—	24,820,530
合計	24,820,530	—	—	24,820,530
自己株式				
普通株式	91	21	—	112
合計	91	21	—	112

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加21株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
当 社	有償ストック・オプションとしての新株予約権	21百万円

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,730円44銭
1 株当たり当期純利益	35円93銭

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、保険契約の引受を行うことにより、保険契約者から保険料として收受した金銭等は主として有価証券を中心とした金融商品に投資し、資産運用を行っております。

契約期間が長期に亘る生命保険など、将来の保険金等の支払を確実にを行うため、保有する金融資産及び保険負債のバランスに留意し、金利変動による不利な影響が生じないようにALM（資産及び負債の総合管理）を行っております。また、財務の健全性を十分考慮しつつ、外貨建有価証券を含む分散投資を行い、安定収益の最大化も図っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限ります。）は有価証券が多くを占め、主に債券、投資信託から構成されております。これらは金利の変動リスク、発行体の信用リスク、為替の変動リスク等に晒されております。

また、生命保険事業における特別勘定資産の有価証券はすべて売買目的有価証券として保有しており、市場価格の変動リスク等に晒されております。

このほかに、デリバティブ取引として一般勘定における外貨建資産に対する為替リスクをヘッジする目的で為替予約取引を行っており、一部ヘッジ会計を適用しています。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計方針に関する事項 (10) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、取締役会にて制定されたリスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況のモニタリング等を通じて子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会等に報告しています。

子会社は、それぞれリスク管理委員会等を設置し事業特性や保有する資産の特性に応じて自律的なリスク管理を行う体制を整備し、金融商品取引に係るリスクについても適切に管理しております。

① 信用リスクの管理

当社グループ各社において、保有する有価証券の発行体や預金預入銀行の信用状況及び投資残高等を定期的に把握し、管理しております。また、その結果をリスク管理委員会や取締役会等に報告しております。

② 市場リスクの管理

・金利リスクの管理

保険契約が長期に亘る生命保険事業においては、金利変動に対する資産・負債の時価変動リスクを減殺するために、債券のデュレーション（金利変動に対する債券価格変動の程度）と対応する保険契約群における責任準備金のデュレーションを一定の範囲でマッチングさせることとしております。資産と負債のデュレーションの対応状況については、四半期毎に検証し、一般勘定資産全体の状況と併せてリスク管理委員会等に報告され、状況の確認及び今後の対応等の協議を行っております。

・為替リスクの管理

損害保険事業及び生命保険事業においては、外貨建ての有価証券に係る為替変動リスクに対し、各社における運用方針に合わせ、為替予約取引を利用することによるヘッジや、各種モニタリング（ヘッジコストの水準や市場感応度分析等）を行っております。

・価格変動リスクの管理

損害保険事業及び生命保険事業においては、運用資産の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し、バリュー・アット・リスク(V a R)、市場感応度分析やストレステストの実施等によりリスクを把握し、その計測結果をリスク管理委員会等に報告しております。

・デリバティブ取引

損害保険事業及び生命保険事業において、デリバティブ取引をヘッジ目的の利用に限定した上で、為替リスクに対しての為替予約取引を利用しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループ各社においては、本リスクを資金繰りリスクと市場流動性リスクに分類して管理しております。将来発生する保険金、給付金および解約返戻金等に対して、質的・量的に十分な水準を確保するとともに、支払期日も意識して管理することを目的としており、本リスクに係る主な管理方法として、資金繰りの状況に関する定期的なモニタリングやストレステストの実施等が挙げられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額（以下、「金融商品の時価情報」という。）については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は金融商品の時価情報に含めておりません（（注1）参照）。また、一部の金融商品については、注記を省略しております（（注3）参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 買入金銭債権	1,813	1,813	－
(2) 金銭の信託 運用目的の金銭の信託	147	147	－
(3) 有価証券			
売買目的有価証券	22,130	22,130	－
その他有価証券	95,318	95,318	－
資産計	119,410	119,410	－
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	17	17	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(634)	(634)	－
デリバティブ取引計	(616)	(616)	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定適用指針」という。）第24-16項に基づき、市場価格のない株式等（非上場株式）225百万円及び組合出資金等9,554百万円については、金融商品の時価情報の「(3) 有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

（注2）時価算定適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託については、金融商品の時価情報の「(3) 有価証券 その他有価証券」に含まれております。

（注3）現金は注記を省略しており、預貯金、コマーシャル・ペーパー、代理店貸、再保険貸、代理店借及び再保険借については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。また、貸付金については、すべて保険約款貸付のため、短期間で決済されるとみなし、時価が帳簿価額と近似しているものとして注記を省略しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価について、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つの適切な区分（レベル）に分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,813	1,813
金銭の信託				
運用目的の金銭の信託	—	147	—	147
有価証券				
売買目的有価証券				
株式	288	—	—	288
外国証券				
外国その他の証券	—	3,986	—	3,986
その他の証券	—	17,855	—	17,855
その他有価証券				
公社債				
国債	6,223	—	—	6,223
地方債	—	201	—	201
社債	—	6,971	1,798	8,770
外国証券				
外国公社債	—	24,576	5,330	29,907
外国その他の証券	—	238	—	238
その他の証券	—	36,013	—	36,013
資産計	6,511	89,991	8,943	105,446
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(616)	—	(616)

(※) 時価算定適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産の投資信託については、上表の有価証券には含まれておりません。なお、当該投資信託の連結貸借対照表計上額は13,964百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 買入金銭債権及び金銭の信託

取引金融機関、ブローカー又は情報ベンダー等から入手した価格（市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額）をもって時価としており、当該価格に使用されたインプットに基づき、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

#### 有価証券

株式については、取引所の価格をもって時価としており、レベル1の時価に分類しております。市場価格のある債券については、市場価格又は市場価格を基に算定された価額をもって時価としており、国債はレベル1、それ以外はレベル2の時価に分類しております。市場価格のない私募債については、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて算定した価額をもって時価としており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。投資信託については、公表されている基準価額等をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約取引であり、先物為替相場を基に算定した価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## ストック・オプションに関する注記

### 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

### 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) スtock・オプションの内容

	2018年第1回新株予約権	2018年第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名及び当社子会社の取締役16名	当社の従業員5名及び当社子会社の従業員372名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 750,000株	普通株式 710,700株
付与日	2018年5月31日	2018年5月31日
権利確定条件	(注2)	(注3)
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 2021年7月1日 至 2023年5月31日	自 2020年6月1日 至 2023年5月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 2018年第1回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2020年3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が18億円以上、かつ2021年3月期に係る当社の有価証券報告書に記載されたセグメント情報における各報告セグメントのセグメント利益の合計額が20億円以上となり、さらに2期累計額が40億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員を任期中に解任された場合又は懲戒解雇された場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注3) 2018年第2回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職による場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使時において、本新株予約権の目的となる株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2018年第1回新株予約権	2018年第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	750,000	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	750,000	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	710,700
権利確定	750,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	750,000	710,700

② 単価情報

	2018年第1回新株予約権	2018年第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,734	1,734
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF方式（ディスカウント・キャッシュフロー方式）及び類似会社比準法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一百万円

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計 合
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	8,375	21,635	10,420	32,055	28	28	△0	40,458
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					14	14		14
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	14	14	△0	14
当 期 末 残 高	8,375	21,635	10,420	32,055	42	42	△0	40,472

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	0	0	21	40,481
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				14
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1	1	－	1
当期変動額合計	1	1	－	16
当 期 末 残 高	2	2	21	40,497

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物は定額法）を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は3年間にわたり均等償却しております。

### 会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成しており、当社は、計算書類を作成するにあたり、会計方針に基づいていくつかの会計上の見積りを行っております。

当社が行う会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、次の関係会社株式の評価が計算書類に重要な影響を及ぼすと考えております。

当社の関係会社株式は市場価格がなく、実質価額が帳簿価額よりも著しく低下したときは、相当の減額処理を行います。当社の関係会社株式のうち、実質価額の算定基礎を連結純資産とする関係会社株式については、「連結計算書類 会計上の見積りに関する注記」に記載の合理的な仮定に基づいた見積りを使用したのれんの評価の影響を受けることになり、相当程度の減損損失を計上した場合には、当該関係会社株式の実質価額に重要な影響を及ぼすこととなります。

当事業年度の貸借対照表における関係会社株式のうち、実質価額の算定基礎を連結純資産とする関係会社株式の残高は3,460百万円であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	161百万円
長期金銭債権	61百万円
短期金銭債務	22百万円
長期金銭債務	5百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 28百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業収益	551百万円
営業費用	74百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	112株
------	------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は未払事業税及び資産除去債務であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	S B I ホールディングス株式会社	被所有 直接 68.9%	オフィスの 転貸借契約 の締結等	敷金の差入	—	投資その 他の資産 その他	61
				オフィスの賃 料・共益費等の 支払	74	未払金	6

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

S B I ホールディングス株式会社が一括して賃貸したオフィスの転貸借契約に基づく利用であり、専有面積に応じて負担しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	S B I 損害保険 株式会社	所有 直接 99.2%	経営管理契 約の締結等	経営管理料の 受取	236	流動資産 その他	58
	S B I 生命保険 株式会社	所有 直接100%	経営管理契 約の締結等	経営管理料の 受取	236	流動資産 その他	58
	S B I 少短保険ホ ールディングス株 式会社	所有 直接100%	経営管理契 約の締結等	経営管理料の 受取	74	流動資産 その他	18

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当社で発生したグループ会社に対する経営管理に関する費用を勘案して決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,630円75銭

1 株当たり当期純利益 0円57銭